

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ **延 長** ・ そ の 他)

No	14		府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）			
要望項目名	特定原子力施設炉心等除去準備金の延長			
要望内容 （概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 事故が発生した原子力発電施設（以下、事故炉）の廃炉等の安全かつ着実な実施を確保するため、事故炉の廃炉等を行う原子力事業者（以下、事故事業者）に対して、廃炉等に必要な資金を原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下、機構）に積み立てることを義務づける等の措置を講じた「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律」が平成29年5月に成立（同年10月施行）し、あわせて、租税特別措置法において「特定原子力施設炉心等除去準備金」（以下、準備金）の損金算入を認める措置が講じられたところ。 ・特例措置の内容 事故炉の確実な実施を引き続き確保する観点から、当該措置に係る措置の期限を引き続き延長する。上記特例措置の延長が認められた場合、法人住民税及び事業税についても同様の効果を適用する。			
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、第72条の23第1項、第292条第1項第3号 租税特別措置法第57条の4の2			
減収見込額	[初年度]	-（ - ）	[平年度]	-（ - ） （単位：百万円）
要望理由	（１）政策目的 事故事業者が、廃炉等に必要な資金を原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に積み立てていくことにより、安全かつ着実な廃炉の実施を確保する。 （２）施策の必要性 事故事業者が廃炉の実施責任を果たし、安全かつ着実な廃炉を実施していく上で必要な措置。			
本要望に対応する縮減案	-			

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		政策の達成目標	安全かつ着実な廃炉の実施の確保
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和8年度～10年度
		同上の期間中の達成目標	事故炉の安全かつ着実な廃炉の実施
		政策目標の達成状況	事故炉の廃炉を着実に実施している。 ※現在は「東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」における第3期に移行。
	有効性	要望の措置の適用見込み	適用件数：1件 適用事業者：1者
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	長期にわたる事故炉の廃炉を確実に実施する上で、準備金の積立時に損金に算入（支出時に益金に算入）できる本措置は、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	－
		予算上の措置等の要求内容及び金額	－
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－
		要望の措置の妥当性	長期にわたる事故炉の廃炉を確実に実施する上で、準備金の積立時に損金に算入（支出時に益金に算入）できる本措置は、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	適用件数：1 件 適用事業者：1 者
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	－
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	長期にわたる事故炉の廃炉を確実に実施する上で、準備金の積立時に損金に算入（支出時に益金に算入）できる本措置は、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。
	前回要望時の達成目標	適正かつ着実な廃炉の実施の確保
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	事故炉の廃炉を着実に実施している。 ※現在は「東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」における第3期に移行。
これまでの要望経緯		平成29年度 創設 令和2年度 延長(3年間) 令和5年度 延長(3年間)